

(農地・農業用施設・海岸等)

災害復旧事業の質疑応答集

2022年版

農林水産省 農村振興局
整備部 防災課

総 目 次

A. 全 体 事 項		
1. 一 般 事 項	1
2. 被 災 原 因	27
3. 一 箇 所 工 事	33
4. 応 急 工 事	58
5. 事 業 費 の 積 算	61
6. 計 画 変 更	73
7. 他 事 業 及 び 他 省 庁 関 連	80
8. 査 定	93
B. 個 別 事 項		
1. 農 地	99
2. た め 池	142
3. 頭 首 工	157
4. 水 路	167
5. 揚 水 機	185
6. 道 路	189
7. 橋 梁	200
8. 農地保全施設	206
9. 海岸保全施設	213
10. 農地災害関連	218
11. 生 活 関 連	220
12. そ の 他	229
索 引	231

目 次

A. 全体事項	
1. 一般事項	
1-1 災害復旧事業の制度	1
1-2 災害発生から事業竣工までの手続き	3
1-3 被災箇所と受益者、受益地の市町村（県）が異なる場合等の取扱い	8
1-4 農業開発公社の事業主体	9
1-5 復旧限度額を超える事業費の融資	10
1-6 牧草地の事業主体	10
1-7 経済性から原形と異った工法の申請条項	10
1-8 申請工種について	
(1) 個人所有の農業用施設	11
(2) ため池の護岸としての効用を兼ねる農地畦畔	12
1-9 了解事項第1-6「移転登記……」の具体的説明	13
1-10 農業用施設の受益戸数が1戸になった場合について	
(1) 農業用施設が個人利用となった場合	14
(2) 農業用施設で関係戸数が1戸となった場合	14
1-11 激甚災の湛水排除事業について	
(1) 湛水開始時点の解釈	14
(2) 許容湛水深	14
1-12 災害復旧事業費の決定	15
1-13 関係耕作者数の取り方	16
1-14 補助率増高の関係耕作者の数	18
1-15 補助申請、補助率増高の属人方式	18
1-16 農地所有適格法人が受益者となる場合の農地、農業用施設の受益者、関係耕作者の取扱い	19
1-17 2工種にまたがる被災で1箇所工事となる場合の関係農家数の取扱い	20
1-18 共有地における災害復旧事業について	
(1) 受益戸数	20
(2) 末端施設の考え方等	20
1-19 都市周辺部の農地災害の取扱い	21
1-20 生産緑地法の指定地域内での災害復旧事業の取扱い	22
1-21 自然環境に配慮した工法で整備された兼用工作物の申請	22

1-22	自然環境の保全に配慮した護岸	23
1-23	農地法第3条第3項の規定による農地の 災害復旧事業の申請	24
1-24	小災害の取扱い	24
1-25	新たな被災で復旧工法を変えての申請	25
1-26	失格・欠格地区の再申請	25
1-27	災害復旧事業の質疑応答集の取扱い	25
1-28	災害復旧事業の資料の簡素化・合理化	26

2. 被災原因	
2-1 連続雨量の基準と時間雨量の下限値	27
2-2 雪害は補助対象となるか	27
2-3 雪害による災害原因の調査項目	28
2-4 融雪量の雨量換算の判断	29
2-5 融雪災害の被害報告	29
2-6 雷による被災証明	30
2-7 局地的な集中豪雨災害時の雨量証明	31
2-8 降雨と落雷災害が同時に発生した場合の申請	31
2-9 連続雨量の定義	32

3. 一箇所工事	
3-1 農地（水田）で畦畔復旧が150m以上離れている場合	33
3-2 農地（水田）で土砂埋没が150m以上離れている場合	33
3-3 農地（畑）で畦畔崩壊と土砂埋没が 150m以上離れている場合	34
3-4 150m以内の畦畔復旧で途中に道路、河川がある場合	34
3-5 150m以内の農地復旧で直接災害原因が異なる場合	35
3-6 次のような場合の1箇所工事の取扱いについて	
例1 (1) 田と畑が分離施行困難	35
(2) 田と畑が混在	35
例2 (1) 田とわさび田	36
(2) 野菜畑と果樹畑	36
3-7 安息角内において一連で被災した農地復旧の取扱い	36
3-8 農地と農業用施設の分離施行困難又は不適當な場合 と合併施行の違い	37
3-9 次のような場合の1箇所工事の取扱いについて 農地と施設の分離施行困難又は不適當な場合	
(1) 被災間隔が150m以上	38
(2) 被災間隔が150m以内	39
(3)～(8)その他の場合	40～45
3-10 農道での被災間隔が150m以上	46
3-11 受益地を異にする場合について	
(1) 150m以内の排水路等の場合	46
(2) 150m以内の分岐している排水路等の場合	47
(3) 国道等を介している農道の場合	49
3-12 近接した2つの頭首工が被災した場合	50
3-13 用水路の分水工付近が被災した場合	50
3-14 数工区ある箇所で一部が自力復旧されていた場合	51
3-15 道路と橋梁が同時に被災した場合	51
3-16 道路と水路が兼用する場合の申請工種	52
3-17 1つの施設で150m以内の間隔で小さい被災 が連続している場合	52
3-18 分離施行困難又は不適當な場合1箇所の最小限度額	53
3-19 草地開発事業の1団地の解釈について	53
3-20 水管理システムの申請工種及び1箇所工事	54
3-21 農地と農業用施設の合併施行の積算区分	55
3-22 排水路、用水路、農地が一体で災害を受けた場合	56

3-23	河川、用水路、農地が一体で災害を受けた場合	56
3-24	同じ工種が150m以内で連続している場合	57
3-25	用排兼用水路の分土工区間の被災	57

4. 応急工事	
4-1 応急仮工事に使用した材料の転用	58
4-2 応急仮工事に使用する材料の計上方法	58
4-3 応急仮工事として計上する揚水機の費用の範囲	59
4-4 応急本工事の範囲	59
4-5 委託した工事が河川側の理由で遅延した場合	60
4-6 応急仮工事の変更	60
4-7 応急仮工事の実勢単価	60

5. 事業費の積算	
5-1 査定前着工の設計単価	61
5-2 道路補修費の計上	61
5-3 有料道路使用による通行料の計上	61
5-4 船舶及び機械器具費の一定率計上	62
5-5 測量及び試験費について	
(1) 測量及び試験費の計上	62
(2) 調査ボーリング	62
(3) 土質試験費	63
5-6 換地費の計上	63
5-7 区画変更方式による確定測量費の計上	63
5-8 用地費及び補償費について	
(1) 工事に必要な補償費の計上	64
(2) 私道を使用する場合の補償費の計上	64
(3) 減電補償費	64
(4) 漁業補償費	64
5-9 建設発生土受入地の用地費及び補償費並びに 土砂流出防止施設の計上	64
5-10 うち未成（うち転属）額決定後の全体事業費 の変更処理	65
5-11 査定結果で増破該当額が40万円未満となった場合	65
5-12 総合単価適用工種の追加	65
5-13 総合単価に積み上げ加算する工事費の処理	66
5-14 事務取扱要綱について	
(1) 第8第1項(1)は何を指すのか	66
(2) 直営施行に関する規定	66
(3) 本工事費の算定における工種区分	66
(4) 災害復旧において産業廃棄物が発生した場合	70
(5) 災害復旧において事業損失防止施設費が必要な場合	70
(6) 要領第2第1項に要綱第13の事務雑費の追記	70
(7) 共通仮設費のうち機械運搬費	71
(8) 水替日数の算定方法	71
(9) 一般管理費等の算出に用いる前払金補正	71
(10) 一般管理費等の算出に用いる契約保証補正	72
5-15 施設機械工事における設計技術費	72
5-16 流木及び根株の産業廃棄物処分費	72

6. 計画変更	
6-1 岩盤線の変更は軽微変更	73
6-2 一箇所工事費が実施設計で40万円未満	73
6-3 総合単価より実施設計への組み替えに伴う事業費変更	74
6-4 計画変更における入札差金	74
6-5 軽微な計画変更事例	75
6-6 復旧限度額を超えた箇所での計画変更	76
6-7 暫定法の適用を受けない災害で増破した場合	76
6-8 代替開墾を計画変更で行う場合	77
6-9 事前に財務局監査官と協議する目的及び範囲	77
6-10 採択後の農道橋の位置、橋長、幅員の変更	78
6-11 仮設工等の追加における取扱い	78
6-12 不可視による条件付き査定の計画変更	79
6-13 増破による計画変更	79

7. 他事業及び他省庁関連	
7-1 造成された施設に係る1年以内の災害	80
7-2 要綱第2-4の()書きの部分検査	81
7-3 他事業計画区域内の災害	82
7-4 暫定工法で申請した箇所の工事遅延	83
7-5 他事業計画に災害費を優先支出する場合	83
7-6 他事業により造成した農地等への道路	84
7-7 効用が発揮する前の農道	84
7-8 一時利用地指定済(手続中)の農地	85
7-9 河川区域内の農地又は農業用施設の申請	85
7-10 頭首工の下流側護岸長	85
7-11 河川の引堤に伴う井堰等	86
7-12 河川改修計画等がない所での河川協議	87
7-13 河川管理者から23条(流水占用)の要求	88
7-14 河川管理施設等構造令にいう「改築」	89
7-15 災害関連事業における河川管理施設等構造令 第74条の適用	90
7-16 改築に該当する護岸の「河川管理施設等構造令」 の適用	90
7-17 国交省に工事を委託する場合の指導監督事務費	91
7-18 河川災害と農業用施設災害との取扱いについて	
(1) 河川幅が広がった場合	91
(2) 河川護岸工事を待つ間の暫定工事	92

目 次

B. 個別事項

1. 農 地

1-1	個人所有の頭首工が被災した場合	99
1-2	高等学校、地方公共団体等所有農地の災害	100
1-3	生産調整等による休耕田	101
1-4	休耕田が被災した際の申請工種	101
1-5	花木栽培地の取扱い	102
1-6	分離施行困難又は不相当条項の適用	103
1-7	谷地田などでの山側崩壊の土止め	104
1-8	経済効果小（復旧限度額関係を除く）について	
(1)	傾斜が20度を超える農地	105
(2)	了解事項第1-6	106
(3)	流入土砂の申請排土量	107
1-9	農地に被災は無いが地すべりの危険がある場合	107
1-10	猪垣、鹿垣等の鳥獣進入防止施設の取扱い	108
1-11	防霜ファン、防風ネット、鳥獣侵入防止施設等の取扱い	108
1-12	牧道を農業用施設として申請する場合	109
1-13	了解事項第2-4（2）の牧草地の取扱い	
(1)	牧草地の場合の受益戸数	109
(2)	牧草地内の農業用施設の申請	110
1-14	牧草地で、農地として処理する農業用施設の復旧限度額	110
1-15	農地の復旧限度額の算定について	
(1)	階段状農地の場合	111
(2)	階段状農地に農業用施設がある場合	112
(3)	尾根がある階段状農地の場合	112
(4)	安息角の取り方	113
(5)	安息角15度の設定対象となる農地の考え方	113
(6)	傾斜地の定義と基準の考え方	113
(7)	被災畦畔が角部の場合の復旧限度額計上面積の取り方	114
1-16	隣の畦畔に接近した部分における復旧限度額	114
1-17	畑地かんがい用パイプラインが被災した場合	115
1-18	経済比較により揚水機で復旧する場合の申請工種	115

1-19	畦畔復旧をブロック積で施工する場合の境界	116
1-20	復旧面積の取扱い（実面積、耕地面積）	117
1-21	区画変更又は代替開墾する場合について	
(1)	道路の建設	118
(2)	復旧費の補助対象額	118
(3)	復旧費を上回る代替開墾	119
(4)	他災害で買収された農地の取扱い	119
(5)	農道面積の増加	120
(6)	水路延長の増加	120
1-22	分離施行が困難な場合の農地の復旧限度額	121
1-23	1/2工法を採用する場合の上部農地の復旧額	121
1-24	復旧限度額算定に使用する面積	121
1-25	特殊田畑の復旧限度額算定	122
1-26	ハウス栽培を行っている水田の復旧面積	124
1-27	田畑が交互に被災している状況の場合	125
1-28	復旧工事費が復旧限度額を超える場合	125
1-29	適用除外となった面積を含めて復旧限度額の算定	125
1-30	復旧限度額の算出に用いる面積測定	126
1-31	復旧限度額を上回る分の自力復旧	126
1-32	水田に土砂が堆積した場合の復旧面積	126
1-33	複数工区ある場合の復旧限度額計算	127
1-34	増破した場合の限度額査定の判定方法	
(1)	暫定法の適用を受けない場合	128
(2)	暫定法の適用を受ける場合	129
1-35	河川沿いの農地復旧工法	130
1-36	被災した二筆の水田を1枚の水田に復旧	131
1-37	用地買収費を含めて申請	132
1-38	農地の法面に耕作道（1.2m未満）がある場合	133
1-39	農地畦畔と一緒に進入路も崩壊した場合	133
1-40	農地への進入路のみ被災した場合	134
1-41	水田養魚に供されている水田	135
1-42	畦畔は存置しているが不安定な状態の場合	136
1-43	被災農地の地目変更について	
(1)	水田を畑として変更・申請	137
(2)	水田を畑として申請する場合の復旧工法	137
(3)	畑に復旧する場合の面積	137
(4)	復旧限度額算定の面積	137

1-44	流木、家屋、家財その他が農地に流入した場合	138
1-45	ビニールハウス内の土砂撤去	
(1)	ビニールハウス内の土砂撤去方法	139
(2)	ビニールハウス内の土砂撤去後の土壌改良材	139
1-46	竜巻等による農地のがれき除去等	140
1-47	復旧限度額が40万円未満の申請はできるか	140
1-48	上下農地の被災で崩土がある場合の受益面積等	141
1-49	上下農地の被災で崩土がある場合の下段の土砂撤去	141

2. ため池

2-1	ため池の災害関連事業とため特事業との相違点	142
2-2	道路に隣接した掘り込んだため池が被災した場合	142
2-3	ため池上流に設置する必要最小限度の砂防堰堤 の取扱い	143
2-4	ダム管理施設が落雷により被災した場合	143
2-5	ため池の管理用道路	144
2-6	貫孔作用による漏水量等の基準	145
2-7	初年度は未着手で次年に残りが全災した場合	145
2-8	堤体の余裕高が不足する場合	146
2-9	ため池決壊時の基準について	
(1)	全延長が決壊し全面復旧する場合の基準	147
(2)	ベンチカットして全面復旧する場合の嵩上げ	147
2-10	地震災害で余水吐が狭小なため被災した場合	148
2-11	緊急避難的に余水吐の断面拡大をした場合	149
2-12	余水吐下流の水路の関連事業	149
2-13	取水施設（底樋）に被災がない場合の断面拡大	150
2-14	波除護岸アンカー一部が被災し再災害の恐れがある場合	151
2-15	原形に波除護岸がある場合	151
2-16	了解事項第3-13（波除護岸の採択）の適用	
(1)	ブロック積工と波除護岸	152
(2)	小規模ため池の場合	152
(3)	立地条件等を考慮した新設申請	153
2-17	ため池の堤体が町道及び農道と兼用する場合	154
2-18	堤体の復旧に際して直接被害がない斜樋等の改修	155
2-19	ため池工事の土工事における段切り費用	155
2-20	供用開始していない貯水池被災の申請	156

3. 頭首工

3-1	頭首工には被災がない場合の堤防復旧	157
3-2	本復旧が他事業で遅れる場合の暫定取水施設	157
3-3	位置を変更した復旧計画における旧施設の再被災	158
3-4	査定後の河川改修計画に伴う復旧額の増加	159
3-5	河川側の計画洪水量を復旧洪水量とする場合	160
3-6	魚道が設置されていない堰での魚道の新設	161
3-7	頭首工のみ被災した場合の護岸工	162
3-8	頭首工護岸の被災	162
3-9	工事施工中における増破	163
3-10	河川護岸が被災しても申請されない場合	164
3-11	固定堰が全災した場合の可動堰の申請	164
3-12	施工上必要となる未被災部分の取壊し復旧	165
3-13	フローティングタイプとフィックスドタイプの 使用区分について	166

4. 水路	
4-1	排水路が被災した場合の復旧対象洪水量 167
4-2	水路が埋そくした場合 168
4-3	天然水路が決壊し背後に農地のない場合 169
4-4	被災水路の途中の無被災のため池余水吐、放水路 169
4-5	水路と橋梁が同時に被災した場合の申請方法 169
4-6	土砂だめ、沈砂池が被災した場合の取扱い 170
4-7	山腹（個人の樹園地）の崩壊に起因する場合の土砂止 170
4-8	暗渠（サイホン）で、通水には支障がないが 河床低下した場合 171
4-9	一定区間が本災と関連で交互に連続している場合 172
4-10	関連採択基準3-(2)の用水路の被災原因 173
4-11	1/2工法により申請があった箇所での関連事業の申請 174
4-12	山腹水路の溝畔が被災し、通水には支障がない場合 175
4-13	災害関連事業と他事業の合併施行 175
4-14	有線通信施設の申請工種 176
4-15	一定計画で申請する場合の延長 177
4-16	水路断面狭小により破堤した場合 178
4-17	法面は流失したが、U字溝は未被災の場合 178
4-18	土木側が施工した用水路を農林災とする場合 179
4-19	施工上必要な巻立トンネルの断面拡大 (1) 狭小トンネルを断面拡大して申請 179 (2) 安全衛生規則に基づく断面拡大申請 180 (3) 他省庁協議に基づく変更等の対応 180
4-20	効用を兼ねた農業用施設法面が被災した場合 の申請工種 181
4-21	管理区分が明確な場合の申請工種 182
4-22	危険度が高い施設等の安全施設の設置 182
4-23	コンクリート二次製品の被災判断基準 183
4-24	用排水路の堆積土砂の取扱い 184

5. 揚水機

5-1	畑地かんがい施設の「揚水機」と「水路」の区分	185
5-2	揚水機場の附属設備（建具類）の取扱い	186
5-3	揚水機場の管理用道路の申請	186
5-4	排水機の申請工種	186
5-5	ポンプ架台の嵩上げ等の申請	187
5-6	浸水被害を受けた排水機場内清掃費の申請	187
5-7	浸水被害を受けた排水機場の防水処理	187
5-8	排水機場の災害関連事業	188

6. 道 路

6-1 適用除外について

- (1) 道路付属物の申請 189
- (2) コンクリート又はアスファルト舗装道路等の申請 . . . 189
- (3) 側溝のみの申請 189
- (4) 自力復旧した場合の側溝のみの申請 190

6-2 畜産施設（牛舎、搾乳施設等）に至る道路被災 190

6-3 農道敷地以外の場所で復旧施設を施工する場合 190

6-4 農道に有効幅員（全幅員）1.2m未滿の箇所が
部分的にある場合 191

6-5 被災部分の拡幅 192

6-6 ガードレール等安全施設の新設 192

6-7 道路山側の落石防止工の新設 193

6-8 山側法面が崩壊した場合の本災の限度 193

6-9 山側法面の復旧の限度 194

6-10 縦断勾配の急な道路の路面が被災した場合 195

6-11 待避所が埋そくした場合 196

6-12 索道の附属施設の取扱い 196

6-13 索道、軌道等運搬施設の末端部分の被災 197

6-14 ほ場の進入路が被災した場合 198

6-15 道路用地と農地との境界が明確な場合の申請工種 198

6-16 市町村道路等と農地畦畔との境界が明確な場合 199

6-17 行き止まりの農道の取扱い 199

7. 橋 梁	
7-1 査定要領第15-(2)オ(エ)(iv)の河川勾配が急な場合	200
7-2 取付部が流失した場合	200
7-3 比較的至近距離にある木橋の統合	200
7-4 潜水橋について	
(1) 潜水橋の復旧	201
(2) 潜水橋のけた下高さを上げての復旧	202
7-5 永久橋が3分の2以上被災した場合の桁下高の変更	202
7-6 前後道路の幅員が拡幅されることが明確である場合	203
7-7 再使用可能な床版の取扱い	203
7-8 木橋を無条件で永久橋に申請する場合	204

8. 農地保全施設	
8-1 地すべり防止事業の実施中に発生した災害	206
8-2 新しい水みちができた場合の農地保全施設	208
8-3 地すべり対策事業により施行した農地保全施設のみ 被災した場合	208
8-4 高盛土の畦畔を農地保全施設として申請	209
8-5 農地保全施設の採択条項について	
(1) 受益戸数の取り方	209
(2) 農地の復旧限度額との関係	209
8-6 農地保全施設の新設	210
8-7 耕地の勾配による区分	211
8-8 農地保全施設と農地畦畔の区分例	212
8-9 警報装置が被災した場合の取扱い	212

9. 海岸保全施設	
9-1 海岸保全区域として指定手続き中の取扱い	213
9-2 背後地の状況が、開発その他の行為により変化 している場合	213
9-3 団体等が管理する海岸で受益者が1戸の場合	214
9-4 コンクリートブロックの設計	215
9-5 国立公園等の特別地域内での災害復旧事業	216
9-6 異形ブロックを使用した消波工等の被災	217

10.	農地災害関連		
10-1	土地改良法の手続	218
10-2	実施までの手続	218
10-3	財務局との協議時点	218

1 1 . 生活関連	
1 1 - 1 激甚法の対象	220
1 1 - 2 実施までの手続	221
1 1 - 3 復旧事業費の積算	222
1 1 - 4 要綱第3の「災害復旧が行われる場合」の解釈	222
1 1 - 5 関連事業としての位置づけの要件	222
1 1 - 6 要領3「同一地域内」の解釈	223
1 1 - 7 査定票の記入	223
1 1 - 8 要領2「これらを補完する施設」の解釈	223
1 1 - 9 「防除、飲雑用水施設」との取扱い	224
1 1 - 10 集落排水施設と営農飲雑用水施設の概要	225
1 1 - 11 集落排水施設の災害復旧事業の対象	226
1 1 - 12 宅内配管工事未実施で供用していない管路の被災	226
1 1 - 13 共済事業保険の取扱い	227
1 1 - 14 道路管理者との二重採択防止協議	227
1 1 - 15 応急仮工事の申請	228
1 1 - 16 共済事業保険金除きの工事費200万円未満の申請	228

12. その他

12-1	実施時におけるブロック積みの安定計算	229
12-2	ブロック積み適用範囲の拡大	229
12-3	既設と復旧工法の積ブロックの勾配が異なる場合	229
12-4	ダム中国网場に流入した流木除去	230

目 次

索 引

あ 行	231
か 行	232
さ 行	236
た 行	239
な 行	242
は 行	243
ま 行	245
や 行	246
ら 行	246
わ 行	247